

項 目	内 容	泉佐野市	指定管理者
施設・設備、備品等の修繕	修繕用に要した経費の年度額合計が 10 万円以下。金額にかかわらず指定管理者の故意又は過失によるもの。		○
	修繕用に要した経費の年度額合計が 10 万円を超えた場合。施設の根幹にかかわる大規模修繕等。施設、設備の設計、構造上の原因によるもの。	○	
備品の新規購入	新規備品に要した経費の年度合計額が 10 万円以下(市と協議のうえ決定)		○
	新規購入及び修繕に要した経費の年度合計額が 10 万円を超える場合(市と協議のうえ決定)	○	
保険加入	火災保険	○	
	施設の瑕疵による賠償責任保険	○	
	上記以外の賠償責任保険(身体・賠償保険)		○
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を行ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	○	
事業終了時の費用	指定期間終了時、期間中に業務を廃止した場合、又は指定を取り消された場合における原状回復及び撤収費用		○
物価変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
行政的理由等による事業内容の変更	行政的理由等から、管理業務の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増	○	
業務不履行	指定管理者の業務不履行による指定管理業務の破綻等		○
法令又は税制変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	消費税率変更に伴う費用負担	○	
	上記以外で広く事業者全般に影響を及ぼす法令変更		○
書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が責任を負うべき書類の誤りによるもの		○
資金調達	市から指定管理者への経費の支払い遅延によって生じた損害	○	
	指定管理者から業者等への経費の支払遅延によって生じた損害		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	地域との協調	○	○
	施設管理運営業務に対する住民及び施設利用者からの要望、苦情等		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
その他	募集要項、協定書、リスク分担表に定めがない事態が発生した場合には、市と指定管理者が協議のうえ定めることとする。	○	○